５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第595号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年５月９日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成22年11月８日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　エス・ティー・ダブリュー投資顧問株式会社
２．住所　東京都中央区銀座８―３―10トミタビル
３．代表者の氏名　代表取締役　坂田　勝彦
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第614号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年５月９日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成22年11月８日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　特定非営利活動法人エリオットフィナンシャルオフィス
２．住所　東京都豊島区西池袋４―21―17
３．代表者の氏名　理事長　本間　義明
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第637号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年５月９日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成22年11月８日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　くるくる天街株式会社
２．住所　東京都港区芝五丁目１番13号三ツ輪三田ビル８Ｆ
３．代表者の氏名　代表取締役　杉山　順一
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第699号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年５月９日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成22年11月８日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　ＪＣＭアセットマネジメント株式会社
２．住所　東京都墨田区両国２―10―６住友不動産両国ビル別館７階（旧住所：東京都港区元赤坂１－４－１）
３．代表者の氏名　代表取締役　山﨑　耕史
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第770号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年５月９日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成22年11月８日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　豊崎会計事務所
２．住所　東京都中央区銀座４丁目９番８号銀座王子ビル５階（旧住所：東京都中央区銀座４丁目12番23号アセンド銀座６階）
３．代表者の氏名　豊﨑　　修
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第900号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年５月９日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成22年11月８日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　ニュー・フロンティア・キャピタル・マネジメント株式会社
２．住所　東京都港区虎ノ門４丁目２番12号
３．代表者の氏名　代表取締役　星　　五郎
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第932号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年５月９日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成22年11月８日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　株式会社ブンセキ
２．住所　東京都中央区日本橋浜町３―７―１浜町落合ビル５Ｆ
３．代表者の氏名　代表取締役　浅野　礼子
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1040号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年５月９日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成22年11月８日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　三菱ＵＦＪ個人財務アドバイザーズ株式会社
２．住所　東京都中央区日本橋室町一丁目７番１号
３．代表者の氏名　代表取締役　山中　裕之
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円